



Title	鈴木安蔵と憲法研究会草案に関する一考察
Author(s)	河野, 朋子
Citation	アジア太平洋論叢. 2007, 17, p. 55-86
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/100055
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

鈴木安蔵と憲法研究会草案に関する一考察

河野朋子*

はじめに

日本国憲法は占領軍による「押しつけ」憲法だと言われ続けてきたが、その制定過程を詳細に見ると、総司令部の憲法草案に最も影響を与えたのは、日本人による民間グループ、憲法研究会の憲法草案であった¹ことがわかる。その憲法研究会の中で特に重要な役割を果したのは、唯一の憲法学者であった鈴木安蔵である²。

鈴木は戦後、高野岩三郎から民間で憲法を制定する必要があるとの要請を受けて、憲法研究会の一員として憲法草案作成に関った³。また鈴木は、憲法研究会の活動以外にも積極的に、憲法改正に向けた啓蒙活動を行っている。本稿では、総司令部の憲法草案に最も影響を与えた憲法研究会の憲法草案がどのように生まれたのかという点を明らかにする。そのため、憲法研究会の草案を時系列的及び逐条的に検討する。

1945年8月10日頃、福岡にいた鈴木安蔵は上官である町田敬二陸軍大佐に「中央」がポツダム宣言を受諾したのかどうか新聞社関係で確かめてくるように命じられた⁴。

そこで、鈴木は、福岡における朝日新聞支局に赴き、ワシントン発の外電の記事を目にすることとなる。そこには、日本政府の回答について大統領が緊急閣議を開いたことが報じられており、日本が降伏したことを鈴木は知った。鈴木が所属した軍報道部は解散となり、鈴木は郷里に戻ることになるが、その道中「わた

* 大阪外国语大学博士前期課程修了

くしにとてはかけがえのないこの前後の日記と、それに明治憲法一条々々について『立法理由』を丹念にまとめた原稿を紛失してしまったという。この回想⁵から、鈴木が、遅くとも郷里に戻る以前から、大日本帝国憲法改正という問題意識をもって各条文を詳細に検討し、その「立法理由」を明らかにしていたことが窺われる。鈴木自身がそれらを紛失してしまっているため詳細については知る由もないが、鈴木にとっての大日本帝国憲法改正作業は、8月15日以前に始まっていたことは明らかであろう。

鈴木は、疎開先である郷里、福島県に一旦戻った後、8月19日上京した。そして都留重人の仲介で、連合国の一員として当時総司令部に属していたE・H・ノーマンと面会している。この時に限らず、鈴木は、彼と総司令部をつなぐキー・パーソンであるE・H・ノーマンと、「日本の当面する諸問題、ことにこれからの政治体制」について何度か話し合ったという⁶。ノーマンと鈴木の共通項は、日本における自由民権運動に着目し、特に植木枝盛について研究した点に求められる。鈴木とノーマンとの交友は戦前に遡る。鈴木の回想からは正確な時期を限定することは出来ないが、駐日カナダ大使であったノーマンから、植木の日記の写本が欲しいという要望を受けたという。この件に限らず、「わたしとの往復も密であった」と言う⁷。

敗戦前後の以上のような事情から、鈴木がポツダム宣言をめぐる情勢についていち早く知っていたこと、また総司令部に出入りする人物と情報交換していた⁸ことが、その後の鈴木の活動に多大な影響及ぼしたと考えられる。以降鈴木は精力的に、日本の民主主義化を実現するために憲法改正の活動を推し進めることになる。

それでは、鈴木はどのような憲法改正を構想し、日本の民主主義化を実現しようとしたのであろうか。以下の1章で天皇制を中心に、2章で国民の権利と義務を中心に、検討する。

1. 鈴木安蔵の憲法改正構想－天皇制を中心に－

時系列に沿うと、鈴木安蔵が関わった主な草案は、

- (1) 10月12日同盟通信社の談話速記の準備として作成された「憲法改正のプレアンブル」
- (2) 16日から18日にかけて東京新聞に掲載された「憲法の何處を改むべきか」

- (3) 11月5日から21日にかけて作成された憲法研究会第一案「新憲法制定の根本要綱」
- (4) 11月29日から12月5日作成第二案「憲法改正要綱」
- (5) 12月11日から17日作成憲法研究会第三案「憲法改正要綱」
- (6) 12月23日から25日にかけて作成され、憲法研究会案として公表された最終案、それと同時期に作成されたと考えられる鈴木自身の最終案、である。

なお、鈴木が憲法研究会案を条文化する作業を担当しており、「その過程でおのずから自己の見解が中心ともなった」が、成案に関しては、審議の段階で参加者の賛同を得たものに限られたと言う⁹。憲法研究会案は鈴木の意見が中心になっているということを念頭に置いて、各草案を検討する。

(1) 憲法改正のプレアンブル

鈴木安蔵は、8月19日に帰京した後、家族のいる疎開先との往復や書斎の整理などに追われる多忙な日々を過ごすが、早くも10月2日の日記に、憲法改正についての原稿を書いた、と記していた¹⁰。鈴木の憲法改正にかける意気込みと先見性を窺うことが出来る。彼自身何のためにこの原稿を書いたのか覚えていないものの、この時期には憲法改正が現実問題として考えられていたことは明らかである。近衛文麿国務大臣がマッカーサー元帥から憲法改正の必要性を指摘されたのは、その直後の10月4のことであった¹¹。

鈴木は、10月12日には「憲法改正のプレアンブル」を作成した¹²。これは、15日に同盟通信社で明治憲法の各条項の改正について意見を述べるための準備の一環であった¹³。

「憲法改正のプレアンブル」の特徴は、鈴木が大日本帝国憲法を改正する形で民主主義的な憲法を構想していたことである。以下、天皇に関する条項について逐条的に見ていく。 「→」以下は鈴木の改正案ないしコメントである。なお、大日本帝国憲法の条文は河野が追加した。

第一章 原則（第一章、第二章は鈴木自身の章分けである=河野注。）

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

→日本は天皇、国民の代表機関とともに統治す

第二章 天皇

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

→^天位は皇子孫（男、女）繼承す—議会に対し憲法遵守の誓約をなす

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

→天皇は神聖

第四条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治権ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

→天皇は國の元首、國民の総意の代表者、利益幸福の保護者にして、國民と
協力協議、この憲法の條規に基づいて統治す

第五条 天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ

→立法権は國民代表機関たる議会に存す

第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

→天皇は法律の裁可、公布および執行を命ず

第七条 天皇ハ帝国議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス

（第七条に以下の文章を追加するという意味だと考えられる=河野注。）

→但し議会の要求ある時は議会自ら行なう

第八条 ①天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国
議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

②此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出スヘシ若議会ニ於テ承諾セサル
トキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

→廃止

（第八条を廃止して、以下のように改正するということだと考えられる=河野注。）

議会召集の余裕、可能性なき時は、内閣全体の責任においてす—但し可及
的速かに召集し責任解除を求むること

第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ
増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更ス
ルコトヲ得ス

（第九条に以下の文章を追加するという意味だと考えられる=河野注。）

→但し議会の要求ある際は改廃すべし

- 第十条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法
又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル
→但し議会の要求ある際は任免を変更すべし
(天皇が決めた文武官の任免は、議会の要求によっては任免を変更すること
ができるという意味だと考えられる=河野注。)
- 第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
→廃止
(第十一條・第十二條ともに廃止するということだと考えられる=河野注。)
- 第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス
→議会の承認を受くること
- 第十四条 ①天皇ハ戒厳ヲ宣告ス
②戒厳ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
→議会の承認を受くること
- 第十五条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ榮典ヲ授与ス
→現行通り
- 第十六条 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス
→同 (現行通り=河野注。)
- 第十七条 ①権政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
②権政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ
→議会の承認を受く¹⁴

その他の条項で天皇に関するものは、次の通りである。

- 第四十九条 両議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得
→天皇に上奏一内閣弾劾起訴をなしうることとすべし
- 第五十五条 ①國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス
②凡テ法律勅令其ノ他國務ニ関ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス
→議会の信任を得べきこと、議会に対し責任を有すべきことを規定すべし

第六十六条 皇室経費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年国庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝国議会ノ協賛ヲ要セス

→議会の承諾を要す

第七十四条 ①皇室典範ノ改正ハ帝国議会ノ議ヲ經ルヲ要セス

②皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得ス

→議会の議を経ベし¹⁵

「憲法改正のプレアンブル」の最大の特徴は、国民の信託としての立法権が構想されていたことである。

鈴木はまず、統治権は天皇と国民が分有することとし、日本は天皇と「国民の代表機関」によって統治されることとする。しかし、「天皇は神聖」であることには一切変更を加えない。天皇は憲法に従って統治することが定められており、行政権は国民と分有することとなる。天皇の行政権の執行に関して責任が生じるため、国務大臣は議会に責任を負う形で天皇を輔弼し、内閣は天皇を弾劾起訴出来ることとする。

鈴木の考える天皇は、法律の裁可、公布、執行を命令することができるが、法律の裁可を行うことは出来ない。つまり、立法権は「国民の代表機関」に属することとなる。帝国議会の召集、衆議院の解散、法律の変更、文武官の任免について、必ずしも天皇にだけに決定権があるのではなく、議会の要求がある際は議会の責任において行うことが出来るとする。宣戦講和の締結、戒厳令の施行、摂政の設置、皇室費の管理、皇室典範の変更については、議会の承認を必要とする。また鈴木の考える天皇制は、女子に皇位継承権を認めている。大日本帝国憲法では認められていた、勅令の施行、陸海軍の統帥権は廃止される。「天皇は神聖」であることが前提となっているので、栄典の授与、大赦特赦減刑復権の命令は出来ることとする。つまり、政治に抵触する権限に関しては、議会が責任を負うこととし、政治に抵触しない「神聖」な権限は天皇に残ることとした。

(2) 憲法の何処を改むべきか

鈴木は10月中旬以降、活発に憲法改正に向けた啓蒙活動を行っていたようだ。

10月12日付けの日記に、「憲法改正の諸問題をまとむ」と記していると言う。これは、15日「同盟通信社—今日の共同通信社—で、明治憲法の全面的改正が必要であるという立場から、その各条項について、具体的に改廃についての見解を述べる」ための準備であった。これを基に15日の同盟通信社で話した談話の速記録が、「憲法の何処を改むべきか」として16日から18日にかけて「東京新聞」上に掲載された。この15日には、同席した中国の宋徳和記者から、「第三条の天皇の神聖不可侵の規定のごときは当然削除すべきではないか」という鋭い指摘があったと言う。それにもかかわらず鈴木は、第三条を固持している¹⁶。

この時期の政府の憲法改正に向けた対応としては、10月13日、近衛公とは別に、松本国務相を中心として憲法問題調査委員会の設置があった¹⁷。これは、マッカーサー元帥から憲法改正の示唆を受けたことに対する対応であった¹⁸。一方の近衛公は10月8日に、高木八尺らと共に総司令部のアチソン政治顧問に面会し、憲法改正について基礎的と思われる項目を指示されていた¹⁹。つまりこの時期にはすでに、政府においても憲法改正が現実問題として受け止められていたと言える。

この「憲法の何処を改むべきか」において、鈴木が天皇制に関してどのような見解を述べているか、紹介しておこう。なお、大日本帝国憲法の条文は河野が追加した。

第三条（天皇の神聖・不可侵性）

鈴木のコメント：天皇不可侵権に関する本条は国民的な感情に合致しており、この精神は遵奉されるものであって、天皇に対し危害を加うべからざること並びに天皇が政治責任を負わざることの二点については外国の憲法においても当然にそれをみとめている。しかし天皇に対し不敬の発言等をふくむ一切の批判が禁止されていることは、いわゆる言論の自由を確立すべきポツダム宣言の条章とそぐわないものがあるにあらざるやとの見解が米国その他連合国側でも強く唱えられており、天皇の地位を論ずるにあたって、これを不敬の発言とこじつけられる恐れなしとしない。言論の自由を徹底する趣旨において本条に必要な改正が考慮されている。

第十一条（統帥大権）

第十二条（編制大権）

第二十条（兵役義務）

鈴木のコメント：以上三ヶ条はポツダム宣言履行に伴う陸海軍廃止によって当然廃止が予想されるものである。

第八条（緊急勅令）

鈴木のコメント：議会の批判を回避するためか独善的政治の道具にされがちであり、議会の義限を著しく縮小する規定としてその廃止が予想され、但し真にやむをえざる場合、例えば内閣全体の責任において勅令を制定し出来るだけ速かな機会に議会の承認を求める様条件付緊急勅令を出しうることとする。

第三十一条（非常大権） 本章ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ國家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二条（臣民自由権の軍人準行規定） 本章ニ掲ケタル条規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵触セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第五十六条（枢密院） 枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

鈴木のコメント：枢密院は憲法制定当時の重要な草案諮議に関する機能をはたし今日では法制上の疑義を質すこと以外にほとんど使命をもたず、反対に将来議会が代表する政府を不當に拘束するおそれがあり、その廃止が考えられる。

（第三十一条・第三十二条に対するコメントは省略されているようだ＝河野注。）

第九条（独立命令）

鈴木のコメント：議会の権限を制限し統帥大権と並んで政府および軍閥の力の源泉であり議会政治を排撃する根拠であるとしている。国民の自由権を剥奪する封建制の基礎となっているので、警察犯処罰令、違警罪即決令等これに準拠しているが、かくのごときものは議会の承認を要することに改める。

第九条（官制大権、任免大権）（第十条の間違いか＝河野注。）

第十三条（外交大権）

第十四条（戒厳大権）

第十七条（摂政）

鈴木のコメント：以上の諸条は、いずれも議会の承認を要することとする。特に宣戰講和の大権および重要な条約を締結する場合、民主主義諸国家はつねに議会の承認をへてこれを行なう

こととしている。また第十七条の摂政をおく場合については典範は皇族会議および枢密顧問の議をへるを要する旨規定しているが、議会の議をへることとするを必要と考えられる。

第四十九条（議院上奏権）

鈴木のコメント：議会が内閣を弾劾し、または特定大臣の過失を起訴しうるの規定が上奏権とともに設けられること。

第五十五条（国務大臣の責任）

鈴木のコメント：各國務大臣は天皇に対して単独に責任を負うことになっているが、憲法改正にあたっては内閣は議会に対し絶対責任を負うよう改めるべきこと。各国の憲法も大部分は政府が議会の信任をうることを要する旨を規定している²⁰。

鈴木は、「憲法改正のプレアンブル」に引き続き「憲法の何処を改むべきか」においてもまた、大日本帝国憲法第三条「天皇は神聖」であることに変更を加えず、立法権の行政権に対する優位が構想されている。つまり、ポツダム宣言の履行による陸海軍の廃止に伴い、天皇の統帥権や勅令の施行、非常大権は、議会の権限を縮小するものなので廃止されるべきとする。議会を制限する可能性のある枢密院も廃止されるべきとする。但し勅令に関しては、内閣の責任において制定し、議会の承認があれば可能であるとする。法律を執行するための独立命令、任免大権、宣戦講和の締結、戒厳令の施行、摂政の設置については、議会の承認を得るという形で修正されるべきとする。「憲法改正のプレアンブル」と同じく、天皇と議会の関係に関して、議会の権限を大幅に確保したことになる。ポツダム宣言の履行により陸海軍が廃止されれば当然戦争することが不可能になるが、鈴木が宣戦布告大権を残していることに注意が必要だと思われる。また、国務大臣は議会に責任を負う形で天皇を輔弼し、内閣は天皇を弾劾起訴出来ることとする。

「憲法改正の何処を改むべきか」では、鈴木が大日本帝国憲法第三条を維持した理由が具体的に述べられている。つまり、第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」は「国民的な感情に合致して」おり、「この精神は遵奉されるもの」だと考えたからであった²¹。鈴木が、敗戦後すぐの国民感情を最優先したものだと考えられるが、鈴木がこのように考えたのには理由があった。1939年に出版された『自由民権・憲法発布』において鈴木は、以下のように述べていた。

「我が帝國憲法發布されて滿五十年を経過し、議會政治は或ひは元老官僚の勢威の下に、或ひは政黨と官僚勢力との提携の下に、或ひは政黨内閣の下に、更らに一轉して新しき官僚内閣の下に、更らに最近は現下の大事變に對處すべく舉國一致、總親和内閣の下に運用され發展し來つたが、此の間帝國憲法は、不磨の大典として、我が立憲政治最高の規準として國民の崇敬信賴の的だつたのである。けだしかくの如くあらゆる政治的風波のうちに不變不壞、一度も改正變更さることなくして遵奉され來たつた憲法は他に求め得ないであろう。思ふにこれ萬世一系の 天皇に忠誠を捧ぐる日本國民が、憲法は即ち天皇より賜りたる大憲章なることを感銘し、これを仰ぐこと 陛下の稟威を仰ぐが如くに恭儉尊崇の念を以てするがためであらう。」²²

つまり、大日本帝国憲法は五十年余り改正されておらず、それはすなわち國民が「不磨の大典」として遵奉しているからであり、「不磨の大典」を賜った天皇に対する50余年に亘る國民の忠誠の証である、ということである。50年余りに亘る天皇に対する國民感情を察すれば、鈴木は敗戦後すぐの時期においては國民感情を最優先せざるを得なかつたのだと考えられる。それはすなわち、鈴木自身の感情でもあつたのであろう。

(3) 憲法研究会第一案「新憲法制定の根本要綱」

鈴木は10月29日の日記に、日本文化人連盟の創立準備会が丸の内の「常盤家」で開かれ、名前は以前から知っていたものの、初めて会った高野岩三郎から、憲法制定の研究を早急に始める必要があるとの提案を受けた、と記していると言う。11月5日、大阪ビル内の「新生社」にて、憲法研究会最初の会合が開かれた。鈴木は当時のことを、高野岩三郎、杉森孝次郎、森戸辰男、室伏高信、岩淵辰雄も来ていたのではないか、と回想している²³。続いて11月14日、11月21日計三回会合の場が持たれ、以後鈴木は議論をまとめる役を務めた²⁴。それが、第一案「新憲法制定の根本要綱」である。

「新憲法制定の根本要綱」作成意図は、その冒頭に述べられている。つまり、憲法研究会は、「民主主義日本の基本組織法・民主主義日本建設のための根本法」制定を目的としており、それは大日本帝国憲法の「条項の一部部分的改正によるの

み」では果されるものではなく、抜本的な改革を必要とする。それを達成するためには、大日本帝国憲法の改正、新憲法制定という二段階を踏み、最終的には「国民自身の憲法制定会議によって決定」されるべきものとした²⁵。「明治憲法の改正か新憲法の制定か」ということに関して、森戸辰男から「二度の憲法改正が必要」との意見があった、と言う。森戸の意見によると、「悪法でも法である」いう定義に則り、大日本帝国憲法の改正を行い、その上で新憲法を制定する必要があるということであった²⁶。

また、この「新憲法制定の根本要綱」は、共和制への移行を前提としている。つまり、「日本は共和制たることが望ましい」が、「現在の過渡的段階にかんがみ」、「しばらく民主主義的性格強き立憲君主制たるを妥当と考へる」という理由のためである²⁷。11月28日には、高野岩三郎が共和制の草案を持参し、討議に諮られたが、共和制実現には時期尚早という理由により、10年後に改めて国民投票により新憲法を制定すべきであるということとなった²⁸。この提案は、「現在の改正では真に徹底的に民主的たりえずまた真に新しき民意を十分反映し得ず」²⁹、「『現在は永い反動教育で国民が適切に物を考へ得ないから、今後民主教育によって十分正しく考へ得る事態に到達した後ち、改めて真の国民の要求にきいて憲法を制定するのが当然必要である』という意見によつたものである」と鈴木は回想している³⁰。

ここにおいて初めて、三権の完全な分離が見られる。上述のように共和制移行は時期尚早としながらも、統治権は「国民より発し且つ国民がこれを総攬（掌握統一）する」ととし、「日本國ノ統治権ハ國民ヨリ發ス」と規定する。つまり「天皇が統治権総攬者たることは」廃止されるが、「日本國ハ立憲君主國トス」る。「新憲法制定の根本要綱」において構想されている天皇は、行政権を行使出来るとする。つまり、「天皇ハ國民ノ委任ニヨリ行政権ヲ掌握シ國ノ内外ニ對シ國ヲ代表スル元首タリ」と規定する。天皇の権限から立法権と司法権ははずされ、「立法権は國民の代表者たる立法議会に属」し、「司法権は國民の公選する司法官がただ法律に準拠してこれを行使す」る。また、反民主主義分子によって新憲法が空文化されることのないように、「政教の完全な分離」「皇室財産の整理」「宮廷吏、宮廷制度の完全な改革」が必要であるとし、従来の「制限付きの任免大権、

栄誉大権、執行大権を除く外は廃止し、全部議会の立法権に帰し、またはその承認によりてのみ」可能であるとした。天皇の大権が大幅に削減され、天皇は「行政権の首長」である国家の元首として位置付けられた。そのため、「天皇ハ国政ニツイテ責任ナシ内閣ソノ責ニ任ス」「天皇ハ刑ヲ加ヘラルコトナシ」「天皇ノ身体ハ侵スヘカラス」とすることが規定された³¹。

皇位継承に関して、民主主義の確立と世襲の元首は相容れないことを認めた上で、世襲制を存続させている。その理由として、天皇制を存続させる以上は、共和制への移行期間において、皇子孫が皇位を継承し、議会の承認と憲法遵守の制約を条件とする。これは、「皇位ハ皇子孫之ヲ継承ス其ノ即位ニ際シテハ議会ノ承認ヲ要ス」として条文化される³²。憲法研究会第一案においては、鈴木の「憲法改正のプレアンブル」「憲法の何処を改むべきか」からさらに進んで、三権分立の立憲君主制が構想された。

第一案「新憲法制定の根本要綱」には、欄外に鈴木の手による書き込みがなされていると言う。室伏高信は天皇に関して次のような発言をした。「政治体制としての天皇」は全廃して行政権も剥奪し、天皇を「国家名誉の最高地位」として「儀礼的代表」としてのみ残し、「議会、内閣できめたものに判を押すオーソリティ」に止めるべきである、と。また森戸辰男は、「天皇は宗家の首長として国民の愛敬の的」であって、「政治に関しては君臨すれども統治せず」の原則により、「政治の実質は挙げて憲法上の諸機関に委せ形式的に国家の元首」となるが、「但し国家の元首として国家を代表し任命、条約等にサインする」との意見を述べた。これらの意見を受けて鈴木は、「これらの意見が正当であると考えて」、「天皇ハ国家ノ最高地位ニ位シ儀式ヲ司ル」という条文を考案した³³。上述のやりとりから明らかのように、鈴木が作成した「新憲法の根本要綱」草稿段階においては、「行政権の首長として」の元首が想定されていた³⁴が、諸氏から反対意見があつたため、天皇の権限から立法権司法権とともに行政権をも剥奪せざるを得なかつた。ここで、政治に一切関与しないものの、日本国の元首としての機能をのみ果す天皇というものが生まれたと考えられるのである。

鈴木が残した11月28日付けのメモには、馬場恒吾より「国家が存在しをつて、しかも国際平和なき民主主義は存在し得るや」との意見があつたこと、また作成案を

「新聞、政党、政府、マッカアサー司令部へ送る」ことが記されていると言う³⁵。鈴木は憲法研究会の活動中、その一方で、国民に対する啓蒙活動を行っている。1945年当時の放送原稿、新聞原稿を集めた『民主憲法の構想』に収められている「民主主義憲法の基礎理論」において、天皇制と民主主義をどのように両立させるか、苦慮している。鈴木は「天皇は神聖」の根拠について次のように考えていたようである。「近代社會において」、「君主制は信仰の對象としてのみ存續」するものであり「國民の宗教的信仰を利用して、本質依然たる君主主義的統治を、國家の政治的制度」とする時、「封建的な專制」か、「政治的制度としての廢止」という選択肢しか残らないのであって、「すくなくとも、その本來の絶對主義的法的」、「政治的權能の根本的制約が必要」となる。そのため鈴木は、「すくなくとも、その本來の絶對主義的法的」「政治的權能の根本的制約」を設けることが、「信仰の對象として」の天皇制を「存續」しうる第一条件と考えていたものだと思われる。鈴木は、君主制の「宗教的存在としての存在、政治制度としての廢止」を主張した。また、民主主義体制における臣民の存在を否定している³⁶。鈴木にとって天皇制の問題とは専ら、いかにして民主主義と両立させるか、ということに集約されると言える。鈴木の理解では、「明治維新以降こんにちまでの國體觀、天皇觀による天皇制」、天皇制という「政治制度、國家形態」そのままの存続は、明白に日本の民主主義再建とは両立しない。そのため鈴木は、天皇制存続のためには「根本的な改革」が必要であると考えた³⁷。鈴木はこのように、民主主義の障害とならない天皇制のあり方を模索した。『民主憲法の構想』に収められている「根本論点に関する諸説」においても述べられているように、「天皇が一般國民とは異なって特殊の尊嚴を保ち」ながらも、政治に関しては「無責任」であることを規定する必要であると考えたのであった³⁸。

(4) 憲法研究会第二案「憲法改正要綱」と第三案「憲法改正要綱」

憲法研究会第二案「憲法改正要綱」は、11月29日から12月5日にかけて作成された。この第二案においても、共和制が念頭に置かれている。つまり、「統治権は当然國民より發し、且つ國民がこれを總攬すべき」であり、「共和制が最も適當」であると考えるが、当時の日本は「過渡的段階」であり、國民の感情を考慮

すると、当面は「民主主義的性格を徹底せる立憲君主制を妥当」とする、という立場を取った³⁹。そのため、「十年後新たに憲法会議を召集」し、「民主主義的憲法の制定をなすべきことを附加」すべきだとした⁴⁰。

統治権についても第一案と同様、「日本国ノ統治権ハ国民ヨリ発ス」と規定されている。そのため「天皇ハ国民ノ委任（承認、推戴）ニヨリ國ノ元首トシテ内外ニ対シ國ヲ代表ス」こととする。しかし、天皇の権限から行政権をはずしていることは特筆すべきであろう。つまり、「天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ニツイテ責任ナシ一切ノ国務ニツイテ内閣ソノ責ニ任ス」と規定される。政治に一切関与しない天皇が構想されており、「天皇ハ榮誉ノ淵源ニシテ国家的儀礼ヲ司ル」「天皇ノ身体ハ侵スヘカラス」「天皇ハ刑ヲ加ヘラルノコトナシ但シ憲法ニ違反若シクハ國民ノ総意ニ反スルコトアラハ其ノ位ヲ失フ」「天皇即位ニ際シテハ議会ニ於テ憲法遵守ノ誓約ヲナス」「摄政ヲ置クハ議会ノ議決ニヨル」ことが規定される。これらに対して二つの反対意見があったと「憲法改正要綱」には書かれている。しかし、鈴木が主張者の氏名を書き留めていないため、誰の主張かは不明である⁴¹。第二案においても争点はやはり、天皇の行使しうる権限についてであった。

すなわち第一の主張は、「直ちに天皇制を廃止」すべきであるというものである。今天皇制を廃止しておかなければ、再び従来のような「軍閥的官僚的專制」が「天皇、國体の名の下に」行われる可能性があるので、「民主主義日本確立のために」「直ちに天皇制を廃止し」「一切の反動勢力復活の危険を除く」ことを主張するものであった。この主張に基づき「日本国ノ元首ハ國民ノ選挙スル大統領トス」という条文が書き添えられている⁴²。

第二の主張は、「天皇が國の元首として存置」される以上、「単に榮誉の淵源として国家的儀礼を司る」ことに止まらず「行政権の首長」とする意見である。これについて「天皇ハ國民ノ委任ニヨリ行政権ヲ掌握シ國ノ内外ニ対シ國ヲ代表スル元首タリ」という条文が書き添えられている⁴³。

鈴木は12月1日付けの「御通知」と、作成した「憲法改正要綱」を、憲法研究会の会合に参加した人や各自の知友関係に発送している。鈴木のメモによると、憲法研究会の主要メンバーである、高野岩三郎、森戸辰男、室伏高信、杉森孝次郎、岩淵辰雄、その他に、馬場恒吾、有竹修二、三宅晴輝、木村禧八郎、今中次

磨、鈴木義男、蟻山政道、原彪、大内兵衛、河村又介、佐々弘雄、長島又男、新井寛治、根津知好、鈴木東民、山之内一郎、塙本寿一、伊佐秀雄、藤田幸男、金森徳次郎、浅井清、竹内辰治、吉富重夫、田畠忍らであった。鈴木は作成案の発送が終わった後、12月2日と4日にも筆を加えたと言う。第一案、第二案に引き続き、天皇の行政権が議題に上がったものの、5日の会合での参加者一同の結論は「政治体制としての天皇制は全廃する」、つまり、政治に一切関与しない天皇で意見が一致した。また、「のちに金森国務相の議会での答弁や社会党の草案にも見られた考え方をもっていた人があった」らしく、「国民には大統領、君主も入る、臣民と国民とちがふ」という意見もあったと鈴木は回想する。また、「議会の休会中に、緊急事件が生じた場合」に関して、「召集していると時間がかかるが、もはや緊急勅令はみとめえないから、新しい方法を考えねばならぬ」との意見があり、鈴木は「議会を年中無休・常設的なものにすること、常置委員会をおいて、休会中、代行せしめること」を提案したと言う⁴⁴。

憲法研究会第三案は、12月11日から17日にかけて作成された⁴⁵。第三案の天皇の部分は第二案と同じである。すなわち、統治権は国民が掌握し、政治的権限を行使しない天皇制である。それらの条文を改めてまとめると、「日本國ノ統治權ハ國民ヨリ發ス」「天皇ハ國民ノ委任（承認、推戴）ニヨリ國ノ元首トシテ内外ニ對シ國ヲ代表ス」「天皇ハ榮誉の淵源ニシテ國家的儀礼ヲ司ル」「天皇ハ國政ヲ親ラセス國政ニツイテ責任ナシ一切ノ國務ニツイテ内閣ソノ責ニ任ス」「天皇ハ刑ヲ加ヘラルノコトナシ但シ憲法ニ違反若シクハ國民ノ総意ニ反スルコトアラハ其ノ位ヲ失フ」「天皇即位ニ際シテハ議會ニ於テ憲法遵守ノ誓約ヲナス」「摄政ヲ置クハ議會ノ議決ニヨル」である⁴⁶。

(5) 憲法研究会最終案と鈴木安蔵私案

12月23日、鈴木は公表すべき憲法草案に着手した。24日推敲を重ね、25日の夜半にかけて清書したと言う⁴⁷。この最終案は、詳細は省かれ、要点だけまとめられている。その理由は、採用されれば憲法制定会議などで説明することにして、政府に草案の趣旨を受け入れさせることが先決で、基本的条文に限ってもよいというものであった⁴⁸。

この公表草案においてはこれまでの要綱とは異なり、「きわめて明確に」天皇が「政治的制度たることを否定する趣旨」が表明された。よって、「天皇が『栄誉ノ淵源』であるという規定」、「身体不可侵の規定」などが除かれ、「国政を親らしない存在、国家的儀礼のみを行う存在」であることが規定された⁴⁹。それらは、「日本國ノ統治權ハ日本國民ヨリ發ス」「天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス」「天皇ハ國民ノ委任ニヨリ專ラ國家的儀礼ヲ司ル」「天皇ノ即位ハ議会ノ承認ヲ經ルモノトス」「摂政ヲ置クハ議会ノ議決ニヨル」として条文化された⁵⁰。鈴木にとってこれが、討議の過程で一致した意見であり、また「能うかぎり共和制への過渡を容易ならしめることの必要」「旧天皇制ないしイギリス型立憲君主制の痕跡を払拭することの正当性を、次第に確信してきたことによる」⁵¹と言う。

憲法研究会案とは別に、鈴木自身の憲法草案も作成している。鈴木は憲法研究会の活動において各意見を条文化する役割を担っていたが、鈴木の意見の中で賛成を得られなかつたものもあり、後日自分の考えをまとめたものだと言う⁵²。鈴木私案の天皇に関する条項は、「憲法研究会最終案」と同じ五条文である。

憲法研究会の草案においても、鈴木自身の草案においても、軍に関する規定、戦争放棄に関する規定は見当たらない。この点について鈴木は、戦争放棄について憲法研究会では何の意見も出なかつたと言う。そしてその理由を、「こんどの戦争の惨禍と全軍隊の武装解除と国民全般の当時の心情からみて、軍にかんする規定をおくことは全然想えていなかつたことは、われわれの草案の示すとおり」であるが、「もちろん今後の世界平和は、右の経過に見られるように一同共通の主張であり、とくに平和の確立なくしては人権保障その他民主主義の発展是不可能であることは会員のなかからも強く力説された」と言う⁵³。その考えは、「憲法研究会最終案」の「国民ハ民主主義並平和思想ニ基ク人格完成社会道徳確立諸民族トノ協同ニ努ムルノ義務ヲ有ス」⁵⁴という条文で具体化されたものだと考えられる。

鈴木は、杉森孝次郎、室伏高信と共に、「憲法研究会最終案」を清書したもの二通持参の上、首相官邸と記者室を訪れたと回想している⁵⁵。この最終案は、各紙において12月28日に公表されたが、鈴木は重大な記憶違いをしている。まず、

鈴木は26日に首相官邸と記者室に提出したと記憶している⁵⁶が、実際の草案には27日発表と書かれている⁵⁷。鈴木の著作には、12月26日に署名した7名が最終的に集まつたとある⁵⁸が、高野岩三郎、馬場恒吾、杉森孝次郎、森戸辰男、室伏高信、鈴木安蔵の6名の名前しかない⁵⁹。また、英訳をした記憶はなく、総司令部には英語に堪能な杉森氏が赴いたのではないかと回想している⁶⁰が、実際の草案には日本人が書いたと思われる英訳が付けられている⁶¹。

以上、鈴木の「憲法改正のプレアンブル」「憲法の何処を改むべきか」、憲法研究会第一案「新憲法制定の根本要綱」、第二案「憲法改正要綱」、第三案「憲法改正要綱」、「憲法研究会最終案」、そして「鈴木安蔵私案」で構想されている天皇制について検討した。「憲法改正のプレアンブル」と「憲法の何処を改むべきか」の最大の特徴は、立法権が行政権に優越する形の立憲君主制が構想されていたことである。すなわち鈴木の理解においては、敗戦を以て日本における名誉革命が想定されていたものだと考えられる。憲法研究会第一案「新憲法制定の根本要綱」においては明確に三権分立が説かれ、共和制移行を前提とした立憲君主の在り方へと論点が移る。第二案、第三案では、天皇に行政権を残すかどうかで会員内で意見が割れるが、結果としては「憲法研究会最終案」「鈴木安蔵私案」で、天皇は政治的権限を一切行使しないという形の立憲君主制が構想された。

2. 鈴木安蔵の憲法改正構想－国民の権利義務を中心に－

(1) 憲法改正のプレアンブル

「憲法改正のプレアンブル」に構想されている国民の権利義務について、大日本帝国憲法の条文を補いながら、鈴木安蔵の主張を逐一見てみよう。「→」以下は鈴木のコメントである。

第三章 国民（第三章という章分けは、鈴木自身の章分けである=河野注。）

第十八条 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及
其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

→廃止

(第十八条、第十九条、第二十条を廃止するという意味だと考えられる=河野注。)

第二十一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第二十二条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス

第二十三条 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ

第二十四条 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハルレコトナシ

第二十五条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及捜索セラルルコトナシ

第二十六条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ

第二十七条 ①日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サルルコトナシ

②公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

第三十条 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ従ヒ請願ヲ為スコトヲ得
→無条件自由の規定、政府の専断によりて国民の自由、生命の毀損されざることの保証を明確詳細に規定すべし

(このコメントは、第二十一条から第三十条までの全体に亘るコメントだと考えられる=河野注。)

第三十一条 本章ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ

→廃止

第三十二条 本章ニ掲ケタル条規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵触セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

→廃止⁶²

鈴木は、10月12日作成の「憲法改正のプレアンブル」において、日本「臣民」ではなく、日本「国民」と規定し、国民の無条件の自由を保障した。

大日本帝国憲法第三章に関して、第二十条の戦時・国家事変時の特例、第三十一条の兵役の義務、第三十二条の軍紀への準用の廃止、第二十二条から第三十条までの基本的個人権規定に関して「無条件自由の規定、政府の専断によりて国民の自由、生命の毀損されざることの保証を明確詳細に規定」すべきであると鈴木は言う。これは、大日本帝国憲法の保障する国民の自由権について「法律ノ範囲内ニ於テ」という法律の留保を取りはずすことを意味するものだと考えられる。つまり国民の自由権として、文武官として任命される権利、居住・移転の自由、不当な逮捕監禁審問処罰からの自由、裁判を受ける権利、住居の不可侵、通信の秘密、所有権の不可侵、信教の自由、表現・集会・結社の自由、請願権を保障し、納税を義務とする。

(2) 憲法の何処を改むべきか

次に10月16日から18日にかけて東京新聞に発表された「憲法の何処を改むべきか」において、鈴木が国民の権利義務についてどのように述べているか見てみよう。

大幅の修正を考慮されている諸条項

第二十二条乃至第三十条（国民の自由権及請願権）

第二十二条（居住・移転の自由）

第二十三条（不当な逮捕監禁審問処罰からの自由）

第二十四条（裁判を受ける権利）

第二十五条（居住の不可侵）

第二十六条（通信の秘密）

第二十七条（所有権の不可侵）

第二十八条（信教の自由）

第二十九条（表現・集会・結社の自由）

第三十条（請願権の保障）

鈴木のコメント：国民の権利に関する諸条は、いずれも法律規定の定めるところにしたがい、その範囲内において行なわれる但書がついており、憲法上の自由権は、この但書を援用して発布される諸法令によって実質上空文化している。したがってこの点は憲法改正について最も強く配

慮すべきところのもので、先ず人民の自由は制限すべからざる旨の積極的規定が制定されるとともに、国民の自由を制限する場合は、つねにこれを例示することが考慮されるであろう⁶³。

ここに見られるように鈴木は、「国民の権利に関する諸条は、いずれも法律規定の定めるところにしたがい、その範囲内において行なわれる但書がついており、憲法上の自由権は、この但書を援用して発布される諸法令によって実質上空文化している」と見なした。第二十二条から三十条に関して、国民の自由は制限されない「積極的規定」が必要であり、また「国民の自由を制限する場合は、つねにこれを例示す」べきであるとした。具体的には、居住・移転の自由、不当な逮捕監禁審問処罰からの自由、裁判を受ける権利、住居の不可侵、通信の秘密、所有権の不可侵、信教の自由、表現・集会・結社の自由、請願権の保障であると考えられる。

(3) 憲法研究会第一案「新憲法の根本要綱」

憲法研究会によって11月中に作成された「新憲法の根本要綱」においては、「『臣民』なる概念」の廃止、「国民なる概念確立」の必要性、「従来のごとき留保附」の廃止、「人権保証のための積極的規定」について述べられており⁶⁴、例として、アメリカ合衆国憲法修正追加第一条「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律、また言論および出版の自由を制限し、または人民の平穏に集会をし、また苦痛事の救済に関し政府に対して請願をする権利を侵す法律を制定することはできない」⁶⁵を挙げている。つまり、信教の自由、言論出版の自由、集会の自由、政府に対する請願権の保障であると考えられる。さらにまた、「新政府樹立権」「労働権ならびに労働権に基づく結社の自由、労働被護権」「休息権」「養老、疾病、失業の際の被護権」「ただに労働者農民のみならず中産階級の生活権」を加えるべきとした⁶⁶。例としてソ連憲法第一一八条「ソ連邦の市民は、労働の権利、すなわち労働の量と質に応じた支払いをともなう保障された仕事を得る権利をもつ。労働の権利は、国民経済の社会主义的な組織、ソビエト社会の生活力のたゆみなき増大、恐慌の可能性を除くことおよび失業の消滅によって保障される」⁶⁷、第一一九条「ソ連邦の市民は、休息の

権利をもつ。休息の権利は、大多数の労働者のために七時間労働への短縮、労働者と職員の年次有給休暇の確立、勤労者に奉仕するために保養所、休息の家、クラブを広汎に提供することによって保障される⁶⁸。」、第一二〇条「ソ連邦の市民は、老齢、病気および労働能力喪失の場合に、物質的保障をうける権利をもつ。この権利は、国家負担による労働者と職員の社会保障の広汎な発展、勤労者に対する無料医療の提供、勤労者に療養地を広汎に提供することによって保障される⁶⁹。」、ワイマル憲法第一五九条「労働条件および経済的条件を維持し促進するために団体を結成する自由は、何人に対しても、そしてすべての職業に対して、保障されている。この自由を制限し、または妨害することを企図するすべての合意および措置は、違法である⁷⁰。」、第一六一条「健康と労働能力を維持するため、母性を保護するため、ならびに老齢、病弱および生活の変化のもたらす経済的帰結に備えるために、ライヒは、被保険者の決定的な協力の下に、包括的な保険制度を創設する⁷¹。」、第一六四条「農業、工業および商業に従事する独立中産階級は、立法および行政においてこれを奨励し、過重な負担を背負わされたり吸収されたりするがないように、これを保護するものとする⁷²。」を挙げている⁷³。

また、ワイマル憲法第一一九条で「婚姻は、家庭生活および民族の維持・増殖の基礎として、憲法の特別の保護を受ける。婚姻は、両性の同権を基礎とする。家族の清潔を保持し、これを健全にし、これを社会的に助成することは、国および市町村の任務である。子どもの多い家庭は、それにふさわしい扶助を請求する権利を有する。母性は、国の保護と配慮とを求める権利を有する⁷⁴。」と規定されているような「結婚生活における男女同権の規定」が、「封建的伝統強き日本において必要」であると主張した。つまり、ワイマル憲法一一九条で定められているような、憲法上における婚姻の保護、家族の助成、子供の扶助請求権、母性の保護⁷⁵の規定が必要と考えられた。また、「芸術、学術、教育の自由と保護との規定」の必要性を主張し、例として、ワイマル憲法第一四二条「芸術、学問およびその教授は自由である。国は、これに保護を与え、その奨励に関与する⁷⁶。」を挙げている⁷⁷。

さらに鈴木は、「男女平等の保証」「民族的差別の撤廃・完全平等の権利保証」を主張し、ソ連憲法第一二一条「ソ連邦の市民は、教育をうける権利をもつ。この権利は、普通初等義務教育、高等教育を含めた教育の無料制、高等学校における

る大多数の学生に対する国家給費制、学校における母国語による授業、工場、ソフホーズ、機械トラクター・ステーションおよびコルホーズにおける勤労者、無料の生産、技術および農学の教育を組織することによって保障される⁷⁸。」、第一二二条「ソ連邦における婦人は、経済的、国家的、文化的および社会・政治的生活のすべての分野において、男子と平等の権利をあたえられる。婦人のこれらの権利を実現する可能性は、婦人に労働、労働賃金、休息、社会保障および教育について男子と平等の権利をあたえられること、母と子の利益の国家的保護、妊娠した婦人に有給休暇が与えられること、産院、保育所および幼稚園の広汎な設置によって保障される⁷⁹。」を例として挙げている⁸⁰。

鈴木は、ワイルド憲法第一四八条「すべての学校においては、ドイツの民族性と国際的協調の精神において、道徳的教養、公民にふさわしい志操、人格的および職業的能力〔の開発〕が目指されるものとする。公立学校における教育に際しては、考え方を異にする者たちの感情が損なわれないよう、配慮がなされるものとする。公民教育および労働教育は、学校の教科〔の一部〕とする。各生徒は義務教育を終わる際に、この憲法の写しを受け取る。成人学校（Volkshochschule）を含む国民教育制度は、ライヒ、ラントおよび市町村によって推進しなければならない⁸¹。」というような「教育ないし文化建設の根本方針」の「明示」も新憲法には必要だと主張していた⁸²。また欄外に「思想、宗教の自由を明記」すべきことも書き込まれていると言う⁸³。

以上、憲法研究会第一案「新憲法の根本要綱」で構想されていた国民の権利義務、信教の自由、言論出版の自由、集会の自由、政府に対する請願権の保障、「新政府樹立権」「労働権ならびに労働権に基づく結社の自由、労働被護権」「休息権」「養老、疾病、失業の際の被護権」「ただに労働者農民のみならず中産階級の生活権」「結婚生活における男女同権の規定」「芸術、学術、教育の自由と保護との規定」「男女平等の保証」「民族的差別の撤廃・完全平等の権利保証」などであった。

(4) 憲法研究会第二案「憲法改正要綱」と第三案「憲法改正要綱」

憲法研究会第二案「憲法改正要綱」においては、人権に関して「無条件の人権規定」の必要性が主張されていた。また、「学術、言論、宗教等の自由を妨ぐる

如何なる法令」をも禁止する「積極的規定」も加えるべきだとした。具体的には、「新政府樹立権」「労働権一同時に労働の義務を規定」「労働権に基づく勤労者の結社、運動の自由」「国民の生活権」「休息権」「養老、疾病、失業の際の被保護権—広汎な社会保険制其の他」「男女の平等」「民族的人種的差別の撤廃」「学術、芸術、教育、宗教の自由と保護」「民主主義並に平和思想に基づく人格完成、社会道徳確立の義務」である⁸⁴。以上の規定は、第三案において具体化された。

第二案において、諸々の意見があった。原案では十八歳以上の男女の平等選挙を認めていたものの、満二十歳以上が妥当ではないのか、という意見もあった。また人権に関する規定「民主主義並に平和思想に基づく人格完成、社会道徳確立の義務」に、「人格完成、社会道徳確立ならびに他国との協同の義務」を加えるべきだという提案があった、と鈴木は書き残している。さらに「憲法改正要綱」では省略したが、12月初旬の段階で鈴木自身が必要であると考えていた項目があつたと言う。それらは、「有給休暇制、勤労者に対する全国的療養所、休息の家ならびにクラブの完備」「無料医療施設」「宗教の国家並に学校よりの分離」「国民各階級の教育に対する完全な平等・機会均等の保証」である⁸⁵。

次に、第三案「憲法改正要綱」の国民の権利義務を見ていこう。

国民権利義務

- 一、国民ハ法律ノ前ニ平等ニシテ出生又ハ身分ニ基ク一切ノ差別ハ之ヲ廢止ス
- 二、国民ノ言論ノ自由学術藝術宗教ノ自由ヲ妨クル如何ナル法令ヲモ發布スルヲ得ス
- 三、官吏国民ノ自由ヲ抑圧シ権利ヲ毀損スルトキハ之ヲ排斥追訴スルヲ得
- 四、政府憲法ニ背キ国民ノ自由ヲ抑圧シ権利ヲ毀損スルトキハ国民之ヲ変更スルヲ得
- 五、国民ハ法律ニヨルノ外逮捕監禁処罰サルルコトナシ
- 六、国民ハ拷問ヲ加ヘラルルコトナシ
- 七、国民ハ信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ
- 八、国民ハ家宅ニ侵入サルルコトナシ
- 九、国民ハ届出ナクシテ平穏ニ且ツ武器ヲ携帯セシシテ集会スルノ自由ヲ有ス
- 十、国民ハ民主主義達成ノ目的ノ為ニ結社ノ自由政治ソノ他一切ノ社会的団体的運動
ノ自由ヲ有ス

- 十一、国民ハ請願ノ権利ヲ有ス
- 十二、国民ハ法律ノ定ムルトコロニヨリ国民発案及国民投票ノ権利ヲ有ス
- 十三、国民ハ出生及身分ノ差別ナク公職ニ就クコトヲ得
- 十四、国民ハ信仰及良心ノ自由ヲ享有ス
- 十五、神社仏閣教会ハ国家ヨリ分離セラル
- 十六、国民ハ労働ニ從事シソノ労働ノ量並質ニ応シテ報酬ヲ受クヘキ権利ヲ有ス
- 十七、国民ハ休息ノ権利ヲ有ス國家ハ八時間労働制ノ実施勤労者ニ対スル有給休暇制
勤労者ニ対スル療養所社交教化機関ノ完備ヲナスヘシ
- 十八、国民ハ老年病気ソノ他ノ事情ニヨリ労働不能ニ陥ル場合生活ヲ保証サル
- 十九、健康及労働能力ヲ維持シ産婦ヲ保護シソノ他一定年齢以下ノ労働ヲ禁止スルタ
メニ国家ハ適切ナル施策ヲナスヘシ
- 二十、国民ハ労働ノ義務ヲ有ス
- 二十一、男女ハ公的並私的一切ニオイテ完全ニ平等ノ権利ヲ享有ス
- 二十二、民族、人種ニヨル差別ハ認メス
- 二十三、国民ハ民主主義並ニ平和思想ニ基ク人格完成社会道徳確立諸民族トノ協同ニ
努ムヘシ⁸⁶

第三案の国民の権利義務の規定が簡単になっているのは、会員の賛成を得られないものがあったためだと鈴木は証言している⁸⁷。ここで構想されているのは、具体的には、法の下の平等、差別の廃止、言論の自由、学術芸術宗教の自由、革命権、不当な逮捕監禁処罰からの自由、拷問の禁止、通信の秘密、住居の不可侵、集会の自由、結社の自由、請願権、国民投票権、信教の自由、良心の自由、政教の分離、勤労の義務及び権利、勤労条件の基準、産婦の保護、児童勤労の禁止、両性の平等、民族人種による差別の禁止、人格完成社会道徳の確立・諸民族との協同の義務である。不当な逮捕監禁審問処罰からの自由、住居の不可侵、通信の秘密、信教の自由、表現・集会・結社の自由、請願権などは、鈴木の「憲法改正のプレアンブル」及び「憲法の何処を改むべきか」から主張されてきたことであるが、憲法研究会第三案においては特に、労働者の権利義務が詳細に規定されている。また、「新政府樹立権」が、抵抗権革命権の規定として具体化されたのは、

注目に値すると思われる。ここにおいてもやはり、鈴木がジョン・ロックの思想から影響を受けたことが窺える。

また12月17日までの書き込みとして、国民の意思表明について触れられており、直接的には「国民請願」「国民表決」「国民選挙」などの「国民投票」、間接的には憲法によって設置される諸機関によって、国民の意思が表明されるべきだとしていた。「国民請願」により、「憲法改正」「憲法ノ制定改正又ハ廃止」「議会ノ解散」について国民は意思を表明することができる、とされた。「国民請願ハ之ヲ内閣ニ差出シ内閣ハ自己ノ意見ヲ附シテ遅滞ナク之ヲ議会ニ提出スヘシ」という条文が書き加えられた⁸⁸。

(5) 憲法研究会最終案と鈴木安蔵私案

12月27日⁸⁹憲法研究会の七名が大阪ビルの新生社に集り、鈴木は清書した「憲法草案要綱—憲法研究会案」を提出した⁹⁰。

この最終案の国民の権利義務について見てみよう。

- 一、国民ハ法律ノ前ニ平等ニシテ出生又ハ身分ニ基ク一切ノ差別ハ之ヲ廃止ス
- 一、爵位勲章其ノ他ノ榮典ハ總テ廃止ス
- 一、国民ノ言論學術藝術宗教ノ自由ヲ妨ケル如何ナル法令ヲモ發布スルヲ得ス
- 一、国民ハ拷問ヲ加ヘラルコトナシ
- 一、国民ハ國民請願國民發案及國民表決ノ権利ヲ有ス
- 一、国民ハ労働ノ義務ヲ有ス
- 一、国民ハ労働ニ從事シ其ノ労働ニ對シテ報酬ヲ受クルノ権利ヲ有ス
- 一、国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス
- 一、国民ハ休息ノ権利ヲ有ス國家ハ最高八時間労働制ノ実施勤労者ニ對スル有給休暇制療養所社交教養機關ノ完備ヲナスヘシ
- 一、国民ハ老年疾病其ノ他ノ事情ニヨリ労働不能ニ陥リタル場合生活ヲ保証サル権利ヲ有ス
- 一、男女ハ公的並私的ニ完全ニ平等ノ権利ヲ享有ス
- 一、民族人種ニヨル差別ヲ禁ス

一、国民ハ民主主義並平和思想ニ基ク人格完成社会道徳確立諸民族トノ協同ニ努ムル
ノ義務ヲ有ス⁹¹

この最終案においては、今までの草案とは異なり、栄典の廃止が加えられている。鈴木が清書してきたものを討議にかけた結果、参加者から最終的なチェックが入ったものだと考えられるが、室伏高信から条項の意味についての質問があり、鈴木は「政府憲法ニ背キ国民ノ自由ヲ抑圧シ権利ヲ毀損スルトキハ國民之ヲ変更スルヲ得」という条項、つまり革命権を削除した。さらに、最初は省かれていた「働くがざるもの食うべからず」という理念がやはり必要ということになり、「国民ハ労働ノ義務ヲ有ス」という形で加えられた⁹²。

また、「国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス」という条文は、経済の章に「人間ニ値スヘキ健全ナル生活ヲ為サシムル」とあるが、国民の章においても明記すべきであるという理由から、23日から25日の間に条文化されたものだ、と鈴木は回想する⁹³。

次に鈴木自身の私案と比較してみよう。

国民権利義務

- 一、国民は法律の前に平等にして、出生または身分にもとづく一切の差別は、これを廃止す。
- 一、国民の言論の自由、学術芸術宗教の自由を妨ぐるいかなる法令も発布するをえず。
- 一、官吏、国民の自由を抑圧し権利を毀損するときは、これを排斥追訴するを得。
- 一、政府、憲法にそむき、国民の自由を抑圧し権利を毀損するときは、国民これを変革するを得。
- 一、国民は法律によるの外、逮捕監禁処罰さることなし。
- 一、国民は拷問を加へらることなし。
- 一、国民は信書の秘密を侵さることなし。
- 一、国民は家宅に侵入さることなし。
- 一、国民は届出なくして、平穏に、かつ武器を携帯せずして集会するの自由を有す。
- 一、国民は、民主主義達成のために、結社の自由、政治その他一切の社会的団体の運

動の自由を有す。

一、国民は請願の権利を有す。

国民請願は左の事項を求むるためになすことを得。

一、憲法改正

二、法律の制定改正または廃止

三、議会の解放

国民請願は内閣に提出し、内閣は自己の意見に付して、遅滞なく議会に提出すべし。

一、国民は、法律の定むるところにより、国民発案および国民投票の権利を有す。

一、国民は出生および身分の差別なく公職につくことを得。

一、国民は信仰および良心の自由を享有す。

一、神社仏閣教会は国家より分離せらる。

一、国民は労働に従事し、その労働の量ならびに質に応じて報酬をうくべき権利を有す。

一、国民は休息の権利を有す。国家は八時間労働制の実施、勤労者にたいする有給休暇制、勤労者にたいする療養所社交教化機関の完備をなすべし。

一、国民は老年病気その他の事情により労働不能におちいる場合、生活を保障さる。

一、健康および労働能力を維持し、産婦を保護し、その他一定年齢以下の労働を禁止するため、国家は適切なる施策をなすべし。

一、男女は公的ならびに私的一切において完全に平等の権利を享有す。

一、民族、人種による差別はみとめず。

一、国民は民主主義ならびに平和思想にもとづく人格完成、社会道徳確立、諸民族との協同につとむべ⁹⁴。

鈴木私案においては、憲法研究会では削除された抵抗権革命権が残され、また国民請願権についての条文が加えられている。

以上、鈴木が構想していた国民の権利義務について検討した。鈴木は不当な逮捕監禁審問処罰からの自由、住居の不可侵、通信の秘密、信教の自由、表現・集会・結社の自由、請願権など、戦前大日本帝国憲法の下では侵害されていた国民の権利義務を大幅に保障しようとした。ここに見られる鈴木の思想の最大の特徴はやはり、抵抗権及び革命権の規定であろう。

おわりに

鈴木は、敗戦以前から大日本帝国憲法改正を視野に入れ、敗戦後10月初旬には憲法改正作業を始めていた。「憲法改正のプレアンブル」「憲法の何処を改むべきか」で鈴木がまず構想したのは、立法権の行政権に対する優越、国民の信託としての立法議会の在り方であった。すなわち鈴木は、敗戦を名誉革命に近い変革と捉え、ジョン・ロックに非常に似通った思想を憲法構想に反映させた。

11月5日から憲法研究会での憲法改正作業が始まり、憲法研究会案第一案「新憲法制定の根本要綱」においては、三権分立が明確に条文化された。共和制移行が前提の下、立憲君主制が採用され、天皇は行政権の首長として位置付けられた。第二案及び第三案の「憲法改正要綱」では、天皇の行使出来る権限について争点となつた。すなわち、天皇は行政権を行使出来るかどうかということである。しかし最終的には、天皇は一切政治的権限を行使しないということで意見が一致した。

鈴木は、国民の権利義務については、不当な逮捕監禁審問処罰からの自由、住居の不可侵、通信の秘密、信教の自由、表現・集会・結社の自由、請願権など、戦前大日本帝国憲法の下では侵害されていた国民の権利義務を大幅に保障しようとした。鈴木の構想していた国民の権利義務の規定で最も特徴的なのは、抵抗権及び革命権の保障である。革命権の規定は「憲法研究会最終案」において削除されたが、「鈴木安蔵私案」では残されていた。

このように鈴木が日本に最も適合する形の立憲君主制を構想する際基礎にあつたものは、戦前行っていた、民主主義的なものから非民主主義的なものまで各国の憲法研究、自由民権運動の指導者である植木枝盛研究、近代立憲体制を築いた伊藤博文研究であった。これらの研究の検討は次の論文の課題である。

(付記) 資料の閲覧等に際し、金子勝立正大学教授、森英樹名古屋大学教授、竹森正孝岐阜大学教授、および国立国会図書館の職員の方々にお世話になりました。記して謝意を表します。ただし、肩書きは当時のものである。

注

- 1 古閑彰一『新憲法の誕生』中央公論社、1989年、32頁。
- 2 本論文は、2005年1月に大阪外国語大学大学院言語社会研究科に提出した修士論文の一部である。この修士論文とテーマが重なる研究が、2006年7月に出版されたことを付記する。小西豊治『憲法「押しつけ」論の幻想』(講談社現代新書)。
- 3 鈴木安蔵『憲法学30年』評論社、1967年、214頁。
- 4 前掲『憲法学30年』、204頁。
- 5 前掲『憲法学30年』、205—209頁。
- 6 前掲『憲法学30年』、202—214頁。なお、1945年9月22日E・H・ノーマンが鈴木の家を訪問した時のことに関しては、前掲『新憲法の誕生』、33—34頁参照。
- 7 鈴木安蔵「植木枝盛の主権論その他」『立正大学教養部紀要』8号、1974年、46頁。
- 8 E・H・ノーマンを媒介としてかどうかは分からぬが、鈴木の1937年の著作の一部が“Various Questions Regarding Modern Constitutional Government”というタイトルで翻訳され検討されていたようだ。
- 9 Hussey Papers, Reel No.5.
- 10 鈴木安蔵『憲法制定前後』青木書店、1977年、108頁。
- 11 前掲『憲法学30年』、214—215頁。
- 12 高柳賢三、大友一郎、田中英夫『日本国憲法制定の過程Ⅱ解説—連合国総司令部側の記録による—』有斐閣、1972年、10頁。
- 13 前掲『憲法学30年』、223頁。
- 14 第一条から第十七条までは、前掲『憲法学30年』、223—225頁。
- 15 以上は、前掲『憲法学30年』、226—227頁。
- 16 この段落は、前掲『憲法学30年』、215—218頁。
- 17 前掲『日本国憲法制定の過程Ⅱ』、13頁。
- 18 前掲『日本国憲法制定の過程Ⅱ』、11頁。
- 19 前掲『日本国憲法制定の過程Ⅱ』、12頁。
- 20 以上のコメントは、前掲『憲法学30年』、217—221頁。
- 21 前掲『憲法学30年』、217頁。
- 22 鈴木安蔵『自由民権・憲法発布』白揚社、1939年、320—321頁。戦前の文献の引用に際しては、原則として、旧漢字等原文を尊重した。
- 23 以上は、前掲『憲法学30年』、213—214頁。
- 24 前掲『憲法学30年』、227—228頁。
- 25 前掲『憲法学30年』、230—231頁。
- 26 以上は、前掲『憲法学30年』、228—229頁。
- 27 前掲『憲法学30年』、232頁。
- 28 前掲『憲法学30年』、237—238頁。
- 29 前掲『憲法学30年』、230頁。
- 30 前掲『憲法学30年』、237頁。

- 31 以上は、前掲『憲法学30年』、231－234頁。
- 32 以上は、前掲『憲法学30年』、232－233頁。
- 33 以上は、前掲『憲法学30年』、228－229頁
- 34 前掲『憲法学30年』、232頁。
- 35 前掲『憲法学30年』、238頁。
- 36 以上は、鈴木安蔵『民主憲法の構想』光文社、1946年、113頁。
- 37 以上は、前掲『民主憲法の構想』、117頁。
- 38 前掲『民主憲法の構想』、85－86頁。
- 39 以上は、前掲『憲法学30年』、239－240頁。
- 40 前掲『憲法学30年』、244頁。
- 41 以上は、前掲『憲法学30年』、240－241頁。
- 42 以上は、前掲『憲法学30年』、240－241頁。
- 43 以上は、前掲『憲法学30年』、241頁。
- 44 以上は、前掲『憲法学30年』、245－246頁。
- 45 前掲『憲法学30年』、249頁。
- 46 以上は、前掲『憲法学30年』、240－241頁。
- 47 前掲『憲法学30年』、258頁。
- 48 前掲『憲法制定前後』、98頁。
- 49 前掲『憲法学30年』、259頁。
- 50 前掲『憲法制定前後』、103頁。
- 51 前掲『憲法学30年』、259頁。
- 52 前掲『憲法制定前後』、108－116頁。
- 53 以上は、前掲『憲法制定前後』、102頁。
- 54 前掲『憲法制定前後』、104頁。
- 55 前掲『憲法制定前後』、102頁。
- 56 前掲『憲法学30年』、259－260頁。
- 57 この点に関しては、古関彰一氏も指摘している。前掲『新憲法の誕生』42頁。実際の草案については、Hussey Papers, Reel No.6。
- 58 前掲『憲法学30年』、259頁。
- 59 Hussey Papers, Reel No.6。
- 60 前掲『憲法制定前後』、102頁。
- 61 古関氏も指摘している。前掲『新憲法の誕生』42頁。
- 62 以上は、前掲『憲法学30年』、225頁。
- 63 以上は、前掲『憲法学30年』、219－220頁。
- 64 以上は、前掲『憲法学30年』、234頁。
- 65 宮沢俊義『世界憲法集』岩波書店、1983年、51頁。
- 66 前掲『憲法学30年』、234頁。
- 67 木田純一編『社会主義国憲法集』第一巻、中央大学生活協同組合出版局、1975年、56頁。
- 68 前掲『社会主義国憲法集』第一巻、56頁。

- 69 前掲『社会主義国憲法集』第一巻、56頁。
- 70 高田敏、初宿正典編訳『ドイツ憲法集〔第三版〕』信山社出版株式会社、2001年、146頁。
- 71 前掲『ドイツ憲法集〔第三版〕』、146頁。
- 72 前掲『ドイツ憲法集〔第三版〕』、146頁。
- 73 前掲『憲法学30年』、234頁。
- 74 前掲『ドイツ憲法集〔第三版〕』、137頁。
- 75 樋口陽一、吉田善明編『解説 世界憲法集 第三版』三省堂、1994年、225頁。
- 76 前掲『ドイツ憲法集〔第三版〕』、141頁。
- 77 前掲『憲法学30年』、234－235頁。
- 78 前掲『社会主義国憲法集』第一巻、56頁。
- 79 前掲『社会主義国憲法集』第一巻、56－57頁。
- 80 前掲『憲法学30年』、235頁。
- 81 前掲『ドイツ憲法集〔第三版〕』、143頁。
- 82 前掲『憲法学30年』、235頁。
- 83 前掲『憲法学30年』、229頁。
- 84 以上は、前掲『憲法学30年』、241－242頁。
- 85 以上は、前掲『憲法学30年』、246－247頁。
- 86 以上は、前掲『憲法学30年』、250－252頁。
- 87 前掲『憲法学30年』、250頁。
- 88 以上は、前掲『憲法学30年』、257頁。
- 89 実際の草案には27日の日付が記入されていることは、既に述べた通りである。
- 90 前掲『憲法学30年』、259頁。
- 91 前掲『憲法制定前後』、103－104頁。
- 92 以上は、前掲『憲法学30年』、259－260頁。
- 93 前掲『憲法制定前後』、101頁。
- 94 前掲『憲法制定前後』、109－110頁。

A Study about Yasuzo Suzuki and a Private Group Known as the Constitution Investigation Association

KAWANO Tomoko*

This thesis is about Yasuzo Suzuki who took the lead in a private group, its Japanese name, "Kempo kenkyukai" which made a draft influenced most on the draft of GHQ. The Constitution of Japan has many points in common with this GHQ draft. So we can say that the Constitution of Japan was influenced by the Private Group's draft.

First, I analyzed Suzuki's and the Group's drafts made after the World War II. Suzuki started thinking about the draft of the new constitution soon after the defeat of World War II. He made two simple drafts as the revisions of the former constitution in October 1945. The Private Group made four drafts from November to December and Suzuki made his own draft after the activities of the group.

At first, Suzuki thought about legislative power as trust by a nation and the legislative power superior to administrative power, that is, he has the conception similar to John Locke. Suzuki took the defeat of the World War II as the Glorious Revolution in Japan. The Private Group's draft says that legislative, administrative and judicial powers are separated completely and the Emperor takes no political right. He thought it was the most suitable way of democracy in Japan.

Suzuki also tried to secure people's rights which were infringed under the former constitution in prewar periods. For example, the right of residence and removal, liberation from unjust arrest, imprisonment, trial and punishment, jurisdiction, nonaggression of residence, privacy of correspondence, nonaggression of the right of ownership, the freedom of religion, the freedom of expression, assembly and association and the right of petition. The most noteworthy point of his draft is that he made much of the rights of revolution and resistance.

* Graduation of Master Program, Osaka University of Foreign Studies